

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 6 月30日
【会社名】	東亜石油株式会社
【英訳名】	TOA OIL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 原 田 和 久
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市川崎区水江町 3 番 1 号
【電話番号】	044(280)0600
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 宍 戸 康 行
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市川崎区水江町 3 番 1 号
【電話番号】	044(280)0600
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 宍 戸 康 行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金40円 総額497,573,040円

ロ 効力発生日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 当社は、取締役会の意思決定・監督機能の強化及び業務執行における責任の明確化による経営の健全性・効率性の確保を目的として、執行役員制度を導入いたします。これに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

変更案第11条第1項および第2項は、株主総会の議長をあらかじめ取締役会にて定めた代表取締役とする旨を定めるものであります。

変更案第19条第2項は、役付取締役の規定を廃止するものであります。

変更案第20条第1項および第2項は、執行役員及び役付執行役員に関する規定を追加するものであります。

変更案第22条第1項および第2項は、取締役会の招集者および議長をあらかじめ取締役会にて定めた代表取締役とする旨を定めるものであります。

ロ 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

原田 和久氏、穴戸 康行氏、佐脇 昭一氏、山本 順三氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

小川 宗一氏、久保 恵一氏、角田 和好氏、高橋 明人氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	118,225	32	0	(注) 1	可決 99.97
第2号議案 定款一部変更の件	118,222	35	0	(注) 2	可決 99.97
第3号議案 取締役(監査等委員を除く。)4名選任の件					
原田 和久	71,131	47,126	0	(注) 3	可決 61.15
穴戸 康行	115,177	3,079	0		可決 97.40
佐脇 昭一	115,176	3,080	0		可決 97.40
山本 順三	75,987	42,269	0		可決 64.26
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
小川 宗一	115,148	3,108	0	(注) 3	可決 97.37
久保 恵一	69,698	48,559	0		可決 58.94
角田 和好	115,178	3,078	0		可決 97.40
高橋 明人	115,172	3,084	0		可決 97.39

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。